

見積書提出留意事項（単価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ>調達情報>全国の調達情報>見積依頼のお知らせ
>「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

予定数量に対する1kg当たりの単価を記載してください。

（単価は税抜きとし、総価は記載しないでください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他のによる提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れると、別の番号に送信される恐れがあります。）

○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。

○見積書提出期限 令和8年2月12日（木）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年2月13日（金）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関するご質問：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関するご質問：仕様書に記載の所管部署

不要文書の壳渡
(日本年金機構本部分)
仕様書

日本年金機構本部
令和8年1月

1 概要

日本年金機構（以下「機構」という。）の不要文書（以下「古紙等」という。）について、回収し溶解処理後、再生資源として適切に処理することとする。盗難、紛失等を防止するため、回収及び保管は施錠可能な車両、倉庫を用いる等所要の措置を講じること。なお、一部「重要文書」は、回収当日の溶解もしくは破碎処理を行うこと。破碎処理後の紙片の大きさは、ドイツ規格協会が定めるDIN66399 セキュリティレベルP2（裁断幅6mm以上または8×40mmの粒径）に準拠すること。

2 予定数量

27,847.748kg

但し、数量は予定数量であることから、増減があっても異議を申し立てないこととする。

[内訳]（単位：kg）

紙質	重要文書※	非重要文書	合計	備考
1.上質紙	12.090	13,582.334	13,594.424	
2.コート紙	0.000	14,009.420	14,009.420	
3.圧着紙	0.000	27.200	27.200	
4.ノーカーボン紙	0.000	2.408	2.408	
5.封筒A	0.000	109.150	109.150	水糊、クラフト紙
6.封筒B	0.000	93.050	93.050	アドヘア糊、ファインタック、セロ窓のいずれかを使用
7.組み合わせ紙	0.000	12.096	12.096	
合計	12.090	27,835.658	27,847.748	

※回収当日に溶解もしくは破碎処理を行う文書。

3 履行期限等（各実施日及び期限は可能な限り短縮すること）

回 収 可 能 期 間：令和8年3月1日から令和8年3月9日まで（休日除く）

回 収 可 能 時 間 帯：平日 9時30分～17時

※実施日及び時間については、落札者決定後に別途決定する。

回 収 期 限：令和8年3月9日まで

溶 解 処 理 期 限：令和8年3月27日まで

パレット板等の返品期限：令和8年3月27日まで

溶 解 証 明 書 等 の 提 出 期 限：令和8年3月27日まで

4 履行場所

回 収 場 所：機構の指定する場所（千葉県浦安市を予定）

溶 解 処 理 場 所：落札者が用意する場所（日本国内に限る）

パレット板等の返品場所：機構の指定する場所（千葉県浦安市を予定）

5 所管部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 会計・資産管理部 管財グループ

電話番号：03-6892-0727 担当：前川・川尻

FAX番号：03-6892-7993

6 回収場所にかかる制限等

(1) 機構に対して、事前に搬送車両の申請を行うこと。

なお、車両は10t車以下のウイング車が対応可能。

(2) 同時に複数車両の乗り入れはできない。

(3) 搬送車両の進入、退去、その他積載作業等が行われる場所での安全確保等を実施する必要があるときは、警備員を配置する等の措置を講じること。

(4) 搬出の際には、床・壁面・その他損傷の恐れがあると判断される部分については、適宜の方法で必要な養生を行い、損傷を与えないよう十分留意し、万が一、他の備品・施設等への損害を与えた場合には、落札者の負担により原状回復、または程度に応じて取替えをすること。

また、養生施工後、養生部分に欠損等が生じたときは、速やかに落札者の負担により補修等を行い常時完全な状態を保有するものとする。

なお、養生については機構と協議のうえ、承諾を得た期間で行うこととする。

(5) 搬出終了後は、速やかに養生を撤去すること。養生資材については落札者が回収すること。

養生の脱着に際しては、「5 所管部署」の担当者または当日の立会者の検査を受け、損傷の有無の確認を得ること。

(6) 建物内の搬出入経路については、別紙1のレイアウト図を参照のこと。

(7) 本作業実施（養生等の事前作業も含む）の2営業日前までに、当日の作業従事者名簿等について、機構に報告すること。

(8) 作業従事者は服装の統一、名札の着用等、本作業の従事者であることが認識できるようにしておくこと。

(9) その他、敷地内における作業は建物管理者の指示に従うこと。

7 委託条件等

(1) 古紙等の取扱（本契約の古紙等に、個人情報は含まれていない。）

落札者は、古紙等の引取、搬送、溶解処理の途上において、漏えい、紛失、毀損等が発生しないような措置を講ずること。

(2) 古紙等の安全性の確保

①搬送車両は、落札者の自社便を使用すること。

②古紙等の搬送にあたり、盗難、紛失等による情報漏えいを防止するため、施錠可能な車両を用いる等の所要の措置を講じることとし、必要な物品は落札者があらかじめ用意すること。

③回収から溶解処理までの古紙等の保管にあたり、盗難、紛失等を防止するため、施錠可能な倉庫を用いる等の所要の措置を講じることとし、保管場所は落札者があらかじめ用意すること。

④「重要文書」については、回収当日中の溶解もしくは破碎を行うこと。

(3) 本作業の履行場所に関する事項

溶解処理の履行場所は、電子錠またはそれに準ずるものを保有し、関係者のみが知り得る情報によって入退室の管理が可能であること。また、落札者は、入退室状況を記録し、当該記録の検査を行うこと。

(4) 立入り調査の実施

機構は、契約の履行状況の確認、法令の遵守状況の確認、進捗状況の確認、その他必要に応じて立入調査を実施することができるとしている。

(5) 盗難、紛失等による漏えいが発生した場合における対応体制

盗難、紛失等による漏えいが発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

- ・ 対応部署等の指定
- ・ 機密情報（個人情報を含む。）の漏えい等による影響及び原因の調査体制
- ・ 再発防止策、事後対策の検討体制
- ・ 機構への報告体制

(6) 第三者への委託

「溶解処分」「廃棄物固形燃料化」を除き、第三者への委託は認めない。

なお、落札者が溶解処分場を有していない場合については、溶解処分場の名称、所在地等を事前に「5 所管部署」に提出し、承認を受けること。

注) 作業の実施に必要な人員及び車両等について、落札者が労働者派遣契約又は賃貸借契約を締結している場合は、第三者委託に該当しない。

8 留意事項

(1) 落札者は、本作業の実施に先立ち、機構と古紙等の回収方法や保管場所の現地確

認等について、協議及び調整等を行うこと。

なお、その結果について、作業実施計画書（回収日時等を記載）を作成し、本作業実施日の2営業日前までに「5 所管部署」に提出すること。

- (2) 回収した古紙等の中には、不純物（古紙として処理できないもの、例：中綴じ製本用の針金等）が含まれているが、売渡価格については不純物込みの重量となるため、価格算定の際は十分に考慮すること。
- (3) 回収した古紙等の中には、ビニールで梱包されているものがあるため、必要に応じて取り除くこと。当該作業は、回収場所では実施しないこと。
- (4) 搬送車両への積込みは落札者が行うこと。なお、搬送車両への積込みに必要な人員・機材等については全て落札者が用意すること。
- (5) 古紙等は、パレット板等ごと回収を行うこと。ただし、パレット板等は後日、指定する場所に返却すること。
- (6) パレット板等のおおよその数量は、合計 79 枚程度を予定している。なお、古紙等が積載されたパレット板等の重量は 1 パレット板等あたり平均約 200～300kg である。
- (7) 落札者は、回収した古紙等の計量を行い、計量の事実が確認できる書類（計量証明書等）を令和 8 年 3 月 27 日までに機構に提出すること。その際、機構は立会いのうえ確認を行うことができるとしている。（重量の確定）なお、立会い場所は、「4 履行場所 機構の指定する場所」より車両でおおむね 1 時間以内とする。
- (8) 落札者の責任において、全量を溶解または破碎処理とすること。
- (9) 溶解処理後、落札者は、回収した古紙等の受領証（任意の様式に回収を行った日時等を記載し、回収場所において確認の印等を受けたもの）、溶解処理の事実が確認できる書類（溶解証明書等）を令和 8 年 3 月 27 日までに、「5 所管部署」に提出し、検査を受けること。
- (10) 上記（9）の検査が完了したことをもって、本作業を完了したものとする。
- (11) 落札者は、古紙等の溶解処理に関しては、溶解処理場所在地域の廃棄条例を遵守し、不法投棄等の違法行為は絶対に行わないこと。

9 秘密の保持等

- (1) 落札者は、本作業によって知り得た機構の組織及び本作業内容の一切の情報について、外に漏らし、又は目的外に利用してはならない。
- (2) 落札者は、本作業に従事した者すべてに、上記（1）の情報について守秘義務を負わせること。
- (3) 上記（1）及び（2）については、本作業の終了後も有効とする。

10 代金の請求

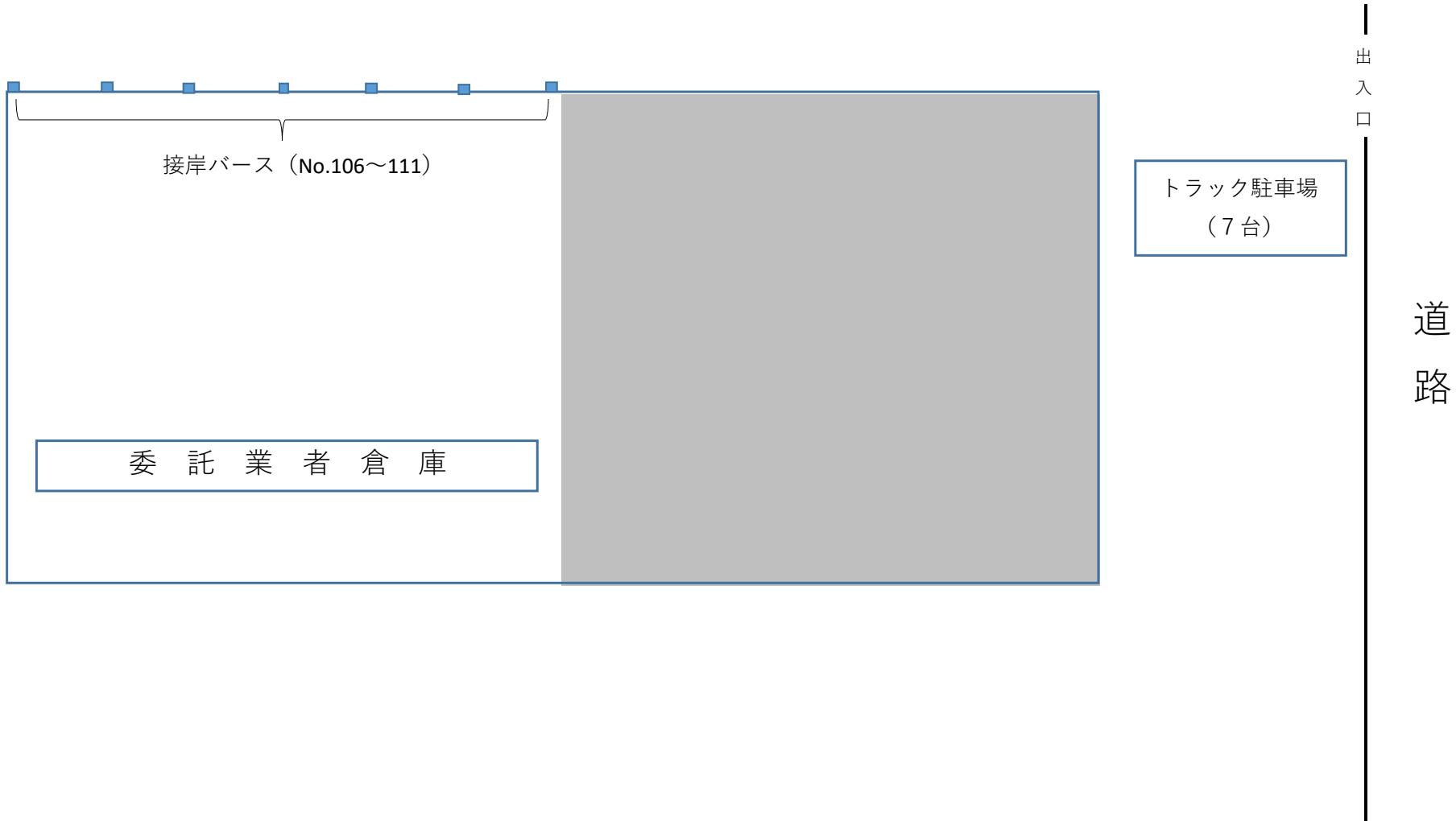
8 (9) 終了後、15営業日以内に請求書を送付するので、確定重量の代金を請求書受領日から起算して20営業日以内に機構の指定する振込先に納付すること。なお、振込手数料については、落札者負担とする。

11 仕様書の明確化等

- (1) 落札者は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに機構へ確認するものとする。
- (2) 仕様書等では本作業の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時には、機構と落札者は協議のうえ、仕様書等を変更する又は仕様書等の不明瞭な点を明確にした書面を取り交わすこととする。
- (3) 上記(2)の仕様書等の変更又は書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と落札者が協議のうえ決定することとする。

12 その他

- (1) 本作業は、本仕様書・実施計画書・関係法令等に基づき履行すること。
- (2) 溶解処理場の手配（連絡）等、一切の手続は落札者が行うこと。
- (3) 回収、運搬、溶解処理等の必要な費用は全て落札者が負担すること。
- (4) 契約の履行中に事故が発生した場合には、直ちに「5 所管部署」に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 仕様書等に関して疑義がある場合は、「5 所管部署」へ令和8年2月4日（水）17時までに質問書を提出（FAX）すること。（質問書の提出後は、電話にてFAXの到着確認を行うこと。）
なお、質問書の回答は令和8年2月10日（火）18時頃までに日本年金機構のホームページに、疑義及びその回答を掲示する。



収入印紙
貼付

売買契約書(案)

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項をから構成される契約締結する。なお、乙は、自らの費用負担において契約を履行するものとする。

記

契約件名 不要文書の売渡（日本年金機構本部分）

予定数量 27,847.748 kg

予定数量（件数）については増減がありうる。

契約単価 円

（上記の契約単価は、1 kg当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、甲の不要文書を買受け、その対価を甲に支払うものとする。ただし、乙は、売渡しを受けた文書について仕様書等に従い、溶解処分を行うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）

第3条 乙は、作業員（乙において、本契約の履行に携わる者をいう。以下同じ。）に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他作業員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

2 乙は、甲に対し、作業員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、

危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

- 第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
- 2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知つて、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(履行期限等)

- 第5条 履行期限及び履行場所は、仕様書等のとおりとする。
- 2 不要文書の引渡場所、引渡方法についても、仕様書等のとおりとする。
- 3 甲は、乙に対し、不要文書を現状有姿のまま引き渡すものとし、不要文書の種類、形状、品質等につき、事由の如何を問わず、何らの責任も負わないものとする。

(秘密の保持等)

- 第6条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(溶解処理)

- 第7条 甲から売渡しを受けた不要文書については、乙は、仕様書等に定めるところにより、溶解処分場において溶解処分を行うものとする。
- 2 乙は、溶解処分を経ないで不要文書を利用してはならない。

(災害時の対応)

- 第8条 乙は、本契約の履行に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、本契約における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、本契約の履行が継続的に行えるよう努めなければならない。

(検査)

- 第9条 乙は、回収した不要文書の溶解処分を終了したときは、仕様書等の定めるところに従い、必要書類を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項に規定する必要書類を受理した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって本契約の履行を完了したものとする。

(監督)

- 第10条 甲は、本契約の履行に関して乙に不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙に対し、隨時に本契約の履行に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行状況について、隨時に調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、本契約の履行の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第12条 乙は、本契約の履行状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第13条 不要文書の所有権は、甲が乙に対して不要文書を完全に引き渡したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 前項の規定により不要文書の所有権が乙に移転したときに、乙は甲の責に帰すべからざる事由による不要文書の滅失、毀損等の一切の責任を負担するものとする。

(事故報告等)

第14条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、本契約の履行に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑

われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報又は内部通報等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第11条による調査等及び第12条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJSQ27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（公益通報者の保護）

第15条 甲及び乙は、作業員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、作業員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該作業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の請求）

第16条 甲が乙に不要文書を引き渡したときは、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）は、対価の支払を、乙に請求するものとする。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 契約単価に仕様書等に定める計量の事実が確認できる書類（計量証明書等）に記載された数量を乗じて算出した額。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 前号の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 乙は、前項の支払の請求書を受理したときは、甲が別途指定する期限までに対価を支払うものとする。

（支払遅延損害金）

第17条 乙の責に帰す理由により前条の約定期限内に乙が対価を支払わないときは、

甲は、乙に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるときは、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第18条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（履行不能等の通知）

第19条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）

第20条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙による当該業務の履行が契約の内容に適合しない場合において、第32条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第25条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又

は甲の指定する者に対し本契約の履行の円滑な引継ぎをなし、履行の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適當であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
- (2) 第5条に規定する履行期限内に履行を完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は乙の作業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかつたことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があつたとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあつたとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があつたことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至つたことを乙が甲に報告しなかつたことが判明したとき。
- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO

／IEC27001又はJISQ27001)の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由(乙の責に帰すべきものに限る。)が生じたとき。
- (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

(違約金)

第21条 前条第2項及び第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第23条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第23条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第20条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
- 3 第20条第2項及び第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第21条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えたときは、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第24条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

- 第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

- 第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の3

第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

第27条 第25条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

第28条 乙が第26条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

第29条 乙は、本契約の履行中に、乙又は乙の作業員の責に帰すべき事由により、第5条に規定する履行場所の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

- 2 乙の責に帰すべき事由により、乙又は第三者が被った損害については、対物事故、対人事故の如何にかかわらず、乙が全て責任を持って処理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(処理責任)

第30条 乙の行う本契約の履行に誤り又は不適切な点があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等、乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(損害賠償等にかかる調査)

第31条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち

入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(契約不適合)

第32条 甲は、乙の本契約の履行において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに損害賠償の請求をすることもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第33条 甲は、乙の本契約の履行が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求又は損害賠償の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第34条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第35条 本契約により甲が乙に支払うべき金額があるときは、乙はこの金額と甲に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第36条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第37条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第38条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第14条第1項から第3項まで及び第6項、第15条、第17条、第20条第3項、第23条、第26条、第28条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印